

# 哀牢国の内属と漢王朝の西南辺郡経営

—永昌郡の設置を中心に—

高 箸 遠

名古屋大学東洋史研究報告 四十六号 二〇二二年三月発行

はじめに

永昌地区（現在の雲南省西部、保山市を中心とする一帯）は中国と東南アジア、南アジアを結ぶ交通上の重要な門戸であり、中国歴代王朝の西南最辺境に位置する要衝であった。この地域は、戦国時代以来哀牢国の中心となっていて、『華陽国志』南中志には、前漢武帝期（前一四一〜前八七年）に哀牢の地を取るため、博南山の道を開き、瀾滄江を渡って、犒唐、不韋二県を置いたことが記載されている。下って後漢永平十二年（六九年）に至ると、哀牢王柳貌は漢朝へ帰順し、永昌郡が設置された。

この地区には、チベット高原に発源する三つの川、金沙江

（長江上流部）、瀾滄江（メコン川上流部）、怒江（サルウィン川上流部）が流れており、チベット・ビルマ系文化とタイ系文化が交差し、且つ東方から中国文化、西方からインド文化の影響が及んできたため、文化交流史という点でも特色ある歴史を形成してきた。また史料から見ると、永昌郡は徹外諸国と密接な交通および文化的なつながりを有しており、古代西南シルクロードの重要な中継点であった。一方で、この地域は地勢が険しいため、『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢夷の条には「遠く離れた未開の地であり、山川は險阻で、人が生まれてより以来、いまだかつて中国と往来したことがなかった」とあり、閉鎖性が強調されているが、前述の交流の歴史から考えると、開放性をも備えた神秘的な地域であった。

永昌郡は雲南西部で初めて郡が設置された地区であり、この地域に対する研究は、雲南西部の発展史、および漢王朝が西南辺境に対して講じた開拓政策に対する理解を深めるために不可欠であるといえよう。漢代辺郡の開拓・経営については、これまで軍事防衛、統治機構、官員の任命、人民支配のあり方などさまざまな視角から論議が展開され、優れた成果が得られているが、それらの研究の大部分は西北辺境を主要な対象としたものであり、史料に恵まれない西南辺郡については、あまり検討がなされていないのが現状である。本稿は漢王朝が西南辺境における最も西南部に設置した永昌郡を取り上げ、その設置の経緯を通して、漢王朝がどのようにして「哀牢」を支配の中に組み込んでいったのかを検討し、そのことを通じて永昌郡成立の位置づけおよびその特徴を明らかにし、漢王朝の西南辺郡経営のあり方を探ってみたい。

## 一 前漢王朝による哀牢の地の開拓

### 1 哀牢の地の開拓

前漢の武帝が即位して以降、前漢王朝は空前の繁栄期に入った。武帝は積極的に西域の開通と南越の征伐を進めると

同時に、西南夷の開拓と経営をも行った。『史記』西南夷列伝に、

元狩元年（前一二二年）に至り、博望侯の張騫が大夏への使いから帰って、「大夏に居たとき、蜀の布と邛の竹杖を見かけたので、どこからのものかと問わせると、『東南の身毒国からのもので、ここから数千里ほどあり、その蜀の商人から手に入れた』と答えた。またある人の聞いたところでは、邛の西方二千里のところに身毒国があるとのことでした」と申し上げた。張騫はそのついでに「大夏は漢の西南にあり、中国を慕っているが、匈奴が漢への道を隔絶していることに悩んでいます。まことに蜀と身毒国を通ずれば、道は便利で近く、利があつて害はないでしょう」と盛んに主張した。そこで天子は王然于・柏始昌・呂越人らに命じて、ひそかに西夷の西に出で、身毒国を目指させた。滇に到着すると、滇王の嘗羌は彼らをひきとめ、彼らのために道を求めて、十余りの使節団を西方に派遣した。一年あまりたったが、道はみな昆明に閉ざされ、身毒国に通ずることはできなかつた。<sup>①</sup>

とあるとおりである。昆明に道を閉ざされたことについては、『史記』大宛列伝にも記述があつて、こう述べている。

南方は嵩、昆明に閉ざされた。昆明の類は君長がおらず、略奪が得意で、漢からの使者を殺したため、とうとう通じることができなかった。聞いたところでは、その西千里あまりに滇越という象に乗る国があり、蜀の商人でこっそり商売を行うものがここに至ったとのことである。そこで漢王朝は大夏への道を求めるためにはじめて滇国と通じた。<sup>5)</sup>

漢の使者は昆明に阻害されたものの、非常に重要な情報を獲得した。すなわち滇国から嵩・昆明を経て乗象国に到着し、大夏までのルートを開くことができるということである。そのため、武帝は再び西南夷の開拓と経営を試みた。元封二年（前一〇九年）、武帝は滇国を平定し、その地を以つて益州郡を設置し、積極的に雲南西部の開拓を進めた。<sup>6)</sup>

「嵩、昆明」は『史記』西南夷列伝に「同師から東、北方の牂牁に至るまでは、嵩・昆明と称されている。みな編髪

で、家畜とともに移住して定住せず、君長もない。その地は数千里四方にわたっている」と記されている。方国瑜は「嵩」の地は永昌の嵩唐県、「昆明」の地は牂牁、つまり今の保山市と大理市の間の地域に当たり、その西千里にある滇越は怒江の西の騰衝あたりであると比定した。<sup>7)</sup> 嵩唐県は『華陽国志』南中志・永昌郡にはこうある。

孝武帝（在位前一四一―前八七年）の時、博南山に至る道を開通し、蘭倉江や耆溪（怒江支流）を渡つて、嵩唐、不韋二県を置いた。南越の国相である呂嘉の子孫一族を移し、その地を満たした。…蘭倉江を渡り、哀牢の地を取った。哀牢は次第に衰退していった。<sup>8)</sup>

つまり、元封二年に前漢王朝が設置した益州郡二十四県のうち、最も西にある嵩唐、不韋二県は哀牢の地となる。また『漢書』西南夷列伝には、陳立という人物がかつて不韋令になり、「蛮夷之を畏る」と記されている。<sup>9)</sup> すなわち前漢の時に王朝は哀牢の地に県を置き、実際に官吏を派遣し、その地を経営し始めていたのである。ならばなぜ漢王朝はこの遠隔の地を取ろうとしたのか。それはおそらく張騫の進言により

インドまでのルートを開こうとしたことと直接関連しているだろう。

## 2 哀牢の社会生活実態

「哀牢」という部族名は、『史記』と『漢書』には見えないが、後漢以降の史書には、その社会形態や生活様式などを視ている記事が散見する。漢文史料で「哀牢」に言及した最古の文献は、後漢初期の思想家王充（二七〇九七年）が著した『論衡』で、その宣漢篇、恢国篇、佚文篇の三篇にそれぞれこうある。まず宣漢篇には、

いま匈奴、鄯善、哀牢は（後漢王朝に）牛や馬を貢いでいる。<sup>10</sup>

とあり、また恢国篇には、

いま哀牢、鄯善、婁羌は後漢王朝の徳を慕って、帰服している。<sup>11</sup>

とある。この二篇で言及される「哀牢」が、西北辺境で強大

な勢力を誇っていた匈奴、鄯善、婁羌<sup>12</sup>と同列に論じられていることから見れば、当時の「哀牢」は西南を代表する「夷」の一つとして既に中央王朝に知られていたことが分かる。

また佚文篇には、

楊子山は郡の上計吏であつたが、三府が「哀牢伝」を著そうとして完成できなかったのを見て、郡に帰って『哀牢伝』を作り、呈上した。孝明帝はこれを立派な功績だとして、かれを蘭台に徴用した。<sup>13</sup>

とある。三府とは太尉、司徒、司空府を指し、当時の最高行政機関であつた。だがなぜ後漢の明帝は哀牢に関心を持ったのであるか。『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢夷条にこういう記載がある。

永平十二年、哀牢王の柳貌は子を遣わし、種人を率いて（後漢王朝に）帰順した。その（中で）邑王を称する者は七十七人おり、戸数は五万一千八百九十、口数は五十五万三千七百一十一であつた。<sup>14</sup>

永平十二年（六九年）は明帝の在位中であり、三府に哀牢伝の作成を求めたのは、おそらく哀牢柳貌部族の帰順に関係しているだろう。『哀牢伝』を書いた時に楊子山は蜀郡の上計吏であったことから考えると、哀牢は後漢王朝に内属する以前に、すでに蜀郡とんらんかの交流があつて、楊子山もその情報を把握していたと推測される。楊子山の『哀牢伝』は雲南最古の地方志とされており、原文は既に散逸したが、『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢夷条の李賢注に、哀牢の系譜についての引文<sup>16</sup>がある。この引文には九隆の後、名号が分からない数代を経た後の禁高以下、八代の系譜が記されている。方国瑜は禁高が前漢の景帝（前一五七―前四一年）の頃に生まれ、九隆が周赧王の時（前三一四―前二五六年）、およそ紀元前三〇〇年前後に在位していたと推定した<sup>17</sup>。これは永昌地区において発掘された青銅器の年代測定結果とほぼ一致している。つまりこの推定によれば、哀牢国は九隆の代から、後漢永平十二年（六九年）に漢王朝に帰順するまで、約四百年続いたことになる。

哀牢国のあり方については、『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢夷条には、

九隆が死ぬと、（その子孫が）代々王位を受けついで。そこで小王を分置し、大体は村に集まって居住し、溪谷に散在していた。……土地は肥沃、五穀、蚕桑に適している。染物や刺繡を知り、罽毼（毛織物）や帛罃（木棉の織物）、蘭干（麻の織物）や細布などは、彩りのある模様を織り成し、綾や絹のようである。梧桐木の花があつて、それを紡いで布を作り、幅は五尺あり、純白で汚れを受け付けない。<sup>19</sup>

とあり、また、『太平御覽』兵部八十九に引く『永昌記』<sup>20</sup>には、

哀牢王は出入や狩獵の時には馬に乗る。鞍とくつわは金や銀で作られ、孔雀の羽を加えて飾る。<sup>21</sup>

とある。当時の哀牢国は王の下に邑王（小王）を分置した、部族連盟<sup>22</sup>の原始的国家であり、人々は村に集まって生活し、農耕を営んでいた。稲作の他に麻を栽培し、織物の工芸技術も比較的高かったことがわかる。その定住農耕、工芸技術、および次章で論ずる二度の帰順の規模から見ると、哀牢夷は

「皆編髮で、家畜と共に移動し、定住せず、君長を持たない」と言われる昆明夷などの牧畜民とは明らかに異なる文化を持つており、勢力もはるかに強大であったと考えられる。

## 二 哀牢の内属と永昌郡の設置

### 1 「西部属国」および益州西部都尉

前漢王朝の勢力が哀牢の地に入ってから約一五〇年後の後漢建武二十三年（四七年）、哀牢王の賢栗は後漢王朝の徼内に居住していた鹿<sup>24</sup>という辺境部族と戦ったが敗れ、賢栗のもとにあった六名の邑王が殺され、哀牢の勢力はいっそう衰えた。その後の帰順については、『後漢書』南蛮西南夷列伝では、

（建武）二十七年（五一年）、賢栗らは遂に種人の二千七百七十戸、一万七千六百五十九人を率い、越嶲太守鄭鴻の下に至り降服し、内属を求めた。光武帝は賢栗らを君長に封じ、これ以降、かれらは毎年朝貢にやつてきた。<sup>25</sup>

と記載されている。一方、『華陽国志』南中志ではこう言う。

そこで使者を越嶲太守のもとに遣わし、種人を率いて漢王朝に帰順し、朝貢すると伝えた。世祖（光武帝）はこれを認め、その地を西部属国とした。<sup>26</sup>

ここで疑問なのは『華陽国志』のいう「西部属国」である。『後漢書』と『統漢書』郡国志では西部属国に言及がなく、そのため『華陽国志』の劉琳の注はこの「西部属国」を益州西部都尉の誤りであると解釈している。しかし、益州西部都尉は永平十年（六七年）に設置されたもので、「西部属国」の設置より十六年も下る。さらに『後漢書』には、「君長に封じ、これ以降、かれらは毎年朝貢にやつてきた」と見え、この書き方からみれば、属国の形式で内属したはずである。このような点からして、「西部属国」が益州西部都尉であるという解釈は成立しがたいだろう。王宗維は、この西部属国は哀牢王が種人を率いて越嶲太守を通じて漢王朝に帰順したために設置されたのであり、その後は越嶲郡の兼管となっていたはずであるが、その「東西三千里、南北四千六百里」という広大な領域は、越嶲郡の太守が管轄しきれるものではな

く、なおそれでもその設置は永昌郡の設立の礎となり、このような属国は実際には郡県制への過渡的な形式であると分析し、この「西部属国」を「越嶲西部属国」と見なしている。<sup>28</sup>ただし、『後漢書』に「西部属国」の記載がないことを考えると、「越嶲西部属国」が存在したとしても、一時的な措置であった可能性が高いと思われる。史料が簡略であるため、その性質については解明できないが、永昌郡設置の前段階としてこの哀牢の第一次内属によってもたらされた「西部属国」を無視するわけにはいかない。<sup>30</sup>

その後、益州西部都尉が永平十年（六七年）に設置され、その下に不韋、嶲唐、比蘇、牂榆、邪龍、雲南六県を管轄させた。これが設置された目的は、『統漢書』郡国志五劉昭注所引『古今注』に、

益州西部都尉を置き、嶲唐を治所とし、哀牢人、葉榆の蛮夷を鎮撫する。<sup>32</sup>

とあるように、雲南西部の哀牢人および葉榆（牂榆）の蛮夷を鎮撫する軍事的な拠点とするためであった。治所となった嶲唐は前章で言及した武帝期に初めて蘭倉江を渡って哀牢の

地に入った時に置かれた県である。部都尉は、鎌田重雄の考察によれば、武帝の時に設けられ、太守の指揮下にあつて、数県を領し分治するものである。内郡では太守一人、都尉一人であるのに対して、辺郡には一人の太守と数人の都尉が配置された。このような辺郡の都尉を部都尉という。<sup>33</sup>『統漢書』百官志五に、

中興して建武六年（三十年）に、諸郡の都尉を廢止し、その職務を太守に統合した。……ただ辺郡にのみ往々にして都尉ならびに属国都尉を置き、次第に県に分け、民を管理することは郡にならつた。<sup>34</sup>

とあるのによると、都尉は光武帝の建武六年に一応廢止されたが、その後もまた辺郡に部都尉あるいは属国都尉が置かれ、人民の統治については郡に準じていたことがわかる。すなわち益州西部都尉の設置によって、中国西南に郡レベルの行政機構がもう一つ増加したことになる。『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷の条によれば、益州西部都尉の鄭純は広漢の出身で、哀牢夷を統治した時に清廉な政治を行ったため、哀牢夷の「君長」は鄭純に感服して慕い、みなが当地の珍しい



ものを朝廷に献上し、かれの徳を讃えた。そこで天子は鄭純のことを褒め、彼を永昌太守とした。<sup>35</sup>これによれば、哀牢が自ら漢に内属したのは漢朝の文物制度を既にある程度受容しており、そこに鄭純のような循吏が登場したためだと考えられる。この鄭純の事例にもとづいて鎌田氏は辺郡に置かれた部都尉の職掌は本来の武事の管掌ということばかりではなく、治民をも行なうものの証であると指摘している。<sup>36</sup>ゆえに、益州西部都尉が設置されることによって、後漢王朝の西南辺境地域における統治が一層強化され、周辺民族への影響力もますます強くなったと推測できるであろう。

## 2 永昌郡の設置

益州西部都尉の設置より二年後の永平十二年（六九年）、哀牢王の柳貌は息子を遣わし、種人を率いて後漢王朝に帰順した。この哀牢の第二次内属に応じ、後漢王朝はその地に哀牢、博南二県を置き、益州郡西部都尉の六県を分割し、両者を合わせて独立した一つの郡を設置した。

後漢時期の西南辺境における内属の事例（表1）をみると、西南地域の周辺民族の内属は、そのほとんどが自発的な漢王朝への「帰義」や「奉獻」の形であった。王朝側の対応

策としては、官爵の授与や部都尉・属国都尉の設置および郡県制への編入があったが、郡県制に編入された例は永昌郡しかなかった。後の安帝期に西羌に対処するため置かれた犍為属国・広漢属国・蜀郡属国という三つの属国は、いずれも元来の郡の部都尉から改編された「比郡属国」<sup>37</sup>である。この点からみれば、「比郡属国」は郡と同級の統治機構といっても、完全に郡県化されたものとは異なっていたと考えられる。<sup>38</sup>属国都尉の性質について、永田英正は「属国都尉は最初は典属国のちには大鴻臚に属しており、この点郡太守に属する部都尉とは系列が異なる。前漢の属国都尉の場合は属国の蛮夷の生活を監視するということだけにとどまり、むしろ対匈奴を目的に蛮夷をひきいて防禦するを最大の任務としていた。後漢になると部都尉の廃止にともなって属国都尉の比重がまし、かつて部都尉が管轄していた地域をも自己の領域とし、郡太守とほとんど同等の権限をもって管内を統治するようになる」と指摘した。<sup>39</sup>すなわち属国都尉は本質的に蛮夷（主に匈奴、羌などの流動性が強い牧畜民）に対する防衛を主眼とする軍政官・機構であった。哀牢の第二次内属に対する後漢王朝の特別な処置は、その地が膨大な人口を有しているということ<sup>40</sup>のほか、その地理的位置および部族の性格による軍事的脅威



表1 後漢時期の西南徼外夷内属事例一覧表

時期	内属主体	対応	典拠
建武十三年 (AD37)	秋七月、広漢徼外白馬羌豪、率種人内属。		『後漢書』光武帝紀下
	広漢塞外白馬羌豪楼登等、率種人五千余戸内属	光武封楼登為帰義君長	『後漢書』西羌伝
建武二十七年 (AD51)	(五月) 益州郡徼外蛮夷率種人内属。		『後漢書』光武帝紀下
	(哀牢王) 即遣使旨越嶲太守、願率種人歸義奉獻。	世祖納之、以為西部属国。	『華陽国志』卷四 南中志
	(哀牢) 其王賢栗等遂率種人戸二千七百七十、口萬七千六百五十九、詣越嶲太守鄭鴻降、求内属。	光武封賢栗等為君長。自是歲來朝貢。	『後漢書』南蛮西南夷列伝
永平十二年 (AD69)	春正月。益州徼外夷哀牢王相率内属。	於是置永昌郡、罷益州西部都尉。	『後漢書』顯宗孝明帝紀
	哀牢王柳貌遣子率種人内属、其称邑王者七十七人、戸五萬一千八百九十、口五十五萬三千七百一十一。	顯宗以其地置哀牢、博南二県、割益州郡西部都尉所領六県、合為永昌郡。	『後漢書』南蛮西南夷列伝
永元六年 (AD89)	蜀郡徼外大牂夷種充蒙造頭等、率種人五十餘萬口内属。	拜造頭為邑君長、賜印綬。	『後漢書』西羌伝
永元十二年 (AD100)	春二月。旄牛徼外白狼、獫狁夷率種人内属。		『後漢書』孝和孝殤帝紀
	旄牛徼外白狼、樓薄蛮夷王唐繪等、遂率種人十七萬口、歸義内属。	詔賜金印紫綬、小豪錢帛各有差。	『後漢書』南蛮西南夷列伝
永初元年 (AD107)	春正月、蜀郡徼外羌内属。		『後漢書』孝安帝紀
		戊寅、分犍為南部為属国都尉(注1)	『後漢書』孝安帝紀
	蜀郡徼外羌籠橋等六種、万七千二百八十口内属。		『後漢書』西羌伝
永初元年 (AD107)	春三月、永昌徼外僊僊種夷貢献内属。		『後漢書』孝安帝紀
永初二年 (AD108)	十二月、広漢塞外參狼羌降	分広漢北部為属国都尉。	『後漢書』孝安帝紀
永初二年 (AD108)	冬、広漢塞外參狼種羌二千四百口復來内属。		『後漢書』西羌伝
	閏月癸未、蜀郡徼外羌舉土内属。		『後漢書』孝安帝紀
永初二年 (AD108)	蜀郡徼外羌薄申等八種、三万六千九百口復舉土内属。		『後漢書』西羌伝
	青衣道夷邑長令田、与徼外三種夷三十一万口、賫黄金、旄牛氈、举土内属。	安帝增令田爵号为奉通邑君	『後漢書』南蛮西南夷列伝
元初三年 (AD116)	夏五月、越嶲徼外夷舉種内属。		『後漢書』孝安帝紀
	越嶲郡徼外夷大羊等八種、戸三萬一千、口十六萬七千六百二十、慕義内属。		『後漢書』南蛮西南夷列伝
延光二年 (AD123)	二年春正月、旄牛夷叛、寇靈關、殺渠令。益州刺史、蜀郡西部都尉討之。	十一月。是歲、分蜀郡西部為属国都尉。(注2)	『後漢書』孝安帝紀
	旄牛夷叛、攻零閭。殺長吏、益州刺史張番与西部都尉擊破之。	於是分置蜀郡属国都尉、領四県如太守	『後漢書』南蛮西南夷列伝

注：1. 犍為属国の設置過程が記載されていないため、内属によるかどうかは不明である。

2. 蜀郡属国の設置は内属によるものではなく、叛乱鎮圧後の対応としての設置だが、周辺民族対策の比較事例として入れておく。

度とも大いに関わっているといえよう。

後漢王朝の西南における最も遠方に設置された郡として、永昌郡の設立は当時において空前の事件であり、班固も「東都賦」を作って、その盛衰を賛美した。「東都賦」に、

さすがの武帝も征服せず、さすがの宣帝もまだ臣としたことのない異国から、陸路に気を失い、水路におそれおののき、顔色変えて旅をいそいで来服しない国は一つとしてない。かくて辺境の哀牢王を懐柔し、その地に永昌郡を開設した。年の始まりの春、王の正月、歳と月日の三つが始まる元旦には、列国の諸侯が来朝し漢の東都に参集拜謁する。その日は、天子は四海の地図と戸籍とを掌にうけとられ、万国のみつぐ珍宝を嘉納される。内は中華の国をいたわられ、外は百蛮の異国を安らかにされる。かくて礼楽（文明）を盛んにする。<sup>①</sup>

と謳われるのがこれである。もちろん「東都賦」は後漢王朝の功績をたたえるために作られた文章であり、誇張した部分があることは言うまでもない。しかし、ここに特に辺境の哀牢王の懐柔及び永昌郡の開設が特筆されていることから、永

昌郡の設置によってもたらされた領土と人口の増大が当時の朝廷にとつて特別の称賛に値したことがわかる。

永昌郡が設置されて以降、哀牢国は徐々に衰退し、漢文史料の中に「哀牢」と呼ばれる部族の活動も見られなくなったが、哀牢部族がかつて居住していた地域は後の史書では「哀牢故国」と称されている。これも後漢王朝の統治がすでに哀牢国に浸透し、もとの部族の枠を破りつつあったことを反映しているだろう。それでは後漢王朝はどのようにして「哀牢」を支配の中に組み込んでいったのかを見ていきたい。

### 三 後漢王朝の永昌郡に対する辺郡経営

#### 1 永昌郡の官吏任命

史書に名が見える永昌郡の太守や丞などの官は、筆者が調べた限り、事跡不明の者、ならびに未赴任の者も含め、後漢期を通じて十名を数える。その詳細は表2のとおりである。

本表に記した永昌郡太守や丞に関する具体的な史実から、以下の点を指摘することができる。

(1) 永昌郡の太守および属県の県令などの出身をみると、後漢の初期以来、永昌郡の太守や丞等の主要な官は、ほとん

表2 後漢時期の永昌太守一覧

人物(時期)	出身	出典
鄭純(明帝永平12(69年))	広漢郡	『華陽国志』卷十一 鄭純伝、『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷伝
王尋 (章帝建初元年(76年))	不詳	『統漢書』天文志中
張化(不明)	蜀郡	『華陽国志』卷四 南中志
常員(原)(不明)	蜀郡	『華陽国志』卷四 南中志、『華陽国志』卷十一 常員伝
沈稚(不明)	巴郡	『華陽国志』卷四 南中志
黎彪(不明)	巴郡	『華陽国志』卷四 南中志
劉君世 (順帝漢安元年(142年))	不詳	『後漢書』列伝五十三 杜喬列伝、『後漢書』列伝四十六 種嵩伝
爨巴 (靈帝建寧元年(168年))	魏郡	『後漢書』列伝四十七 爨巴伝
曹鸞 (靈帝熹平5(176年))	沛国	『後漢書』列伝五十七 党錮列伝
王伉(後漢末)	蜀郡	『華陽国志』卷四 南中志

注：\*張化、常員、沈稚、黎彪の四人が史書には年代や業績などについて記されていないが、常員の孫の常員は建興(233-237年)、延熹(238-257)年間の人で、祖父が永昌太守を任する時期は蜀漢政権の前であると推定できるだろう。

\*爨巴は靈帝に永昌太守に任命されたが、赴任しなかった。

\*後漢末に永昌郡には太守がいなかった。王伉は永昌郡の郡丞である。

どが中央政府から派遣された異郷の者であり、本郡任を回避する原則にしたがっているが、なかでも蜀郡か巴郡の出身者が多い。秦の恵文王が巴蜀を滅ぼして支配下に組み入れて以来、西南夷に対するコントロールは巴蜀を基礎として展開しており、後漢に至り西南地域の他の辺郡の官吏を派遣する場合にも、巴蜀人を用いることが通例であった。<sup>(45)</sup>

(2) 順帝期に永昌郡太守の劉君世は、黄金をもって模様がある蛇を鑄造し、それを大將軍梁冀に献上した。益州刺史の種嵩は、それを告発して永昌郡太守を逮捕し、その蛇を没収して司農に送り、駅伝を馳せてこのことを上言した。二府(丞相と御史)は梁冀のことを恐れ怯んで、あえてこれを取り調べなかった。梁冀はこれにより、種嵩を恨むようになった。<sup>(46)</sup>この事案からは、永昌郡が辺郡であるにもかかわらず、その太守はこのように中央王朝と緊密な関係を保っていたことがうかがわれる。それは永昌郡が当時の後漢王朝において有数の規模を誇る大郡であったことと関係しているに違いない。

(3) 靈帝期の永昌太守は蜀郡や巴郡の出身者ばかりではなく、直接に中央から派遣された内郡の者も現れた。まず爨巴で、『後漢書』によれば、かれは魏郡の出身であった。<sup>(45)</sup>さ

らにもう一人曹鸞という人物が任命されていた。曹鸞に関する文献は、嚴耕望『兩漢太守刺史表』<sup>(46)</sup>には『後漢書』孝靈帝紀および党錮列伝のほか、『幽州刺史朱君碑』も挙げられているが、上述の文献にはいずれも曹鸞の出身地に言及されていないため、その出身地については明らかにされておらず、近年まで不明のままであった。ところが一九七六年に安徽省亳県で曹氏一族の墓群が発掘され、そのうち会稽太守曹君の墓であると推測される元宝坑から建寧三年（一七〇年）と書かれた煉瓦のほか、曹操の祖父曹騰をはじめ、曹操の従弟曹仁の父親である長水校尉曹熾・呉郡太守曹鼎・山陽太守曹勳などの沛国譙県出身の曹氏宗族の人物名と肩書きが記された文字煉瓦が数多く発掘され、その中には「太守譙曹鸞」と記されたものがあり、これは永昌郡太守譙（県）曹鸞を指すと推定されている<sup>(47)</sup>。したがって後漢中後期に至ると、先述の劉君世や欒巴とともに永昌という僻遠の郡太守の中にも、中央の政界と関連を持つ人物が現れたことがわかる。

(4) 熹平五年（一七六年）、曹鸞が処刑されたのと同一年、諸蛮夷が反乱を起し、益州太守の雍陟を捕らえた。朝廷は御史中丞の朱亀を派遣して諸夷を討伐にあたらせたが、成功しなかった。朝議では、辺郡の蛮夷はよく反乱を起こすの

で、軍を差し向けて遠方の戦役に臨ませるよりは辺郡を放棄した方がよいと考えた<sup>(48)</sup>。これは当時の朝廷の辺郡に対する関心の低下を示すものであろう。飯田祥子氏が指摘するように、後漢安帝以降は辺郡を放棄する策がしばしば取られていた。西南においては辺郡の放棄は、実際には行われなかったようであるが、朝廷にはそれを押す意見もあったことが分かる<sup>(49)</sup>。

## 2 夷民の反乱と王朝の支配

『後漢書』南蛮西南夷列伝によれば、鄭純は太守になると、哀牢夷諸邑の豪族に対し、毎年布で作った「貫頭衣」二領と塩一斛を納めるよう約定したため、哀牢夷はこれにしたがった<sup>(50)</sup>。豪族に「貫頭衣」二領と塩一斛を納めさせるといふのは、言うまでもなく軽い徴税であり<sup>(51)</sup>、それは前漢期の「その故俗を以つて治め、課税しない」という辺郡支配の方策を踏襲し、哀牢夷に対し温和な政策を採っていたものと考えられる。

ところが鄭純の没後、大きな変化が生じた。『後漢書』肅宗孝章帝紀の建初元年（七六年）の条に、

九月、永昌の哀牢夷が反乱を起こした。<sup>(53)</sup>

とあり、また『後漢書』南蛮西南夷列伝にはこの反乱のことを詳しく伝え、

哀牢王の類牢が守令と争い、守令を殺して離反し、嵩唐  
県の城を攻めた。太守の王尋は牂牁県に逃走した。哀牢  
の三千人余りが博南県を攻め、民家を焼き払った。肅宗  
は越嶲郡・益州郡・永昌郡の夷人と漢人九千人を募って  
これを討伐させた。翌年の春、邪龍県の昆明夷の鹵承ら  
が募兵に応じ、種落（昆明夷）の人々を率いて諸郡の兵  
とともに博南県にて類牢を攻撃し、大いに破って類牢を  
斬り、その首を洛陽に送った。<sup>(54)</sup>

と述べている。つまり内属した哀牢夷の王が反乱を起こした  
原因は守令との争いであった。反乱に加わった哀牢夷の人数  
は決して多くなく、朝廷は現地で討伐の兵を徵募したのであ  
るが、募に応じたのは永昌郡と周辺の郡の漢人と夷人であっ  
たと言うから、これには一部の哀牢人も参加した可能性があ  
る。さらに邪龍県の昆明夷を率いた鹵承と言う人物は類牢を

殺し、朝廷から絹一万匹の褒賞を受け、破虜傍邑侯に封じら  
れた。<sup>(55)</sup> 以上からすれば、永昌郡が設置されてから七年後の章  
帝の建初元年の時点でも、哀牢の王はまだそのまま残され、  
一定の軍事力も持っていたことがわかるし、また同様に邪龍  
県の昆明夷も、以前からの部族組織を維持していたので、集  
団で戦争に介入することができたのである。

ところがこの反乱以後は、哀牢人の集団としての活動に関  
する記述はほとんど見られなくなる。哀牢王が殺されたこと  
により、夷人豪族の勢力が弱体化したのは自然なことであろ  
う。

哀牢王類牢の反乱の後、四十年を経て、西南地域で再び大  
規模な夷人の反乱が起きた。その反乱は越嶲郡に始まり、永  
昌郡・益州郡及び蜀郡の夷人も離反し呼応した。『後漢書』  
南蛮西南夷列伝には、

安帝の元初三年（一一六年）、……当時郡県における租  
税の徴収が煩雑な上に頻繁であった。五年（一一八年）、  
卷夷の大牛種の封離らが反乱を起こし、遂久令を殺し  
た。翌年、永昌郡・益州郡及び蜀郡の夷がみな離反して  
呼応し、衆はついに十万余りにのぼった。二十余県を破

壊し、長吏を殺し、村や町を焼き払い、民に略奪をはたらき、骸骨が積み重なって、千里にわたって人影が無くなった。益州刺史の張喬に詔を下し、有能な従事を選んで封離たちを討伐させた。<sup>56)</sup>

とある。そこで張喬は従事の楊竦を派遣して兵を率いて牒榆に赴き、封離らを攻撃させた。同伝に、

そして軍を進めて封離らと戦い、大いにこれを破った。三万余級を斬首し、捕虜千五百人・財物四千余万を獲得し、ことごとく兵士に褒賞としてあたえた。封離らは怖れ、共謀した渠帥（首領）を斬り、楊竦のもとに出頭して降伏を願い出た。楊竦は手厚くいたわって受け入れた。その他の三十六種もみなやってきて降伏し帰順した。そのため楊竦は狡猾で蛮夷を侵犯した長吏九十人を上奏したところ、みな死<sup>57)</sup>一等を減じた。

とあるように、反乱の範囲は広く、永昌郡の夷人も共に反乱に参加した。反乱の原因は詳しく記載されていないものの、反乱者たちが「長吏を殺した」ことや楊竦が「蛮夷を侵犯し

た長吏九十人を上奏した」ことから見ると、この夷人の反乱は「当時郡県における租税の徴収が煩雑な上に頻繁であった」とあるように、地方官吏による不当な徴税に起因すると推定できる。統治者の辺郡支配策が現地夷人の利害と衝突する時、そしてさらに王朝が衰退し始めた時に、夷人の自立化傾向が現れ、王朝の羈絆から脱しようとする動きを強めたのである。永昌郡の場合、人口が多く、民族構成も複雑で、漢人と混淆しないもろの夷人が郡内に分布していたと考えられるため、上記の反乱から読みとれるような自立化の傾向が、永昌郡でも同様に見られたと考えられる。

ただし、後漢王朝が他地域出身の太守を任命・派遣して永昌郡を統治している間は、地方の政治闘争や夷人の反乱が起こりはしたものの、いずれも平定され、王朝が派遣した討伐軍に対抗できるような勢力は形成されなかった。

### 3 周辺諸国への影響および永昌郡の意義

こうして雲南西部と中央の連絡は次第に緊密となり、その一方で永昌徹外の諸国も永昌郡を通じ、朝貢という形で漢王朝と往来し始めた。これについては『後漢書』南蛮西南夷列伝・哀牢夷の条にもとづいて、表3にまとめた。<sup>58)</sup>

表3 永昌徼外諸国朝貢事例

年代	徼外国	貢献	恩賞
永元六年 (94)	敦忍乙国王莫延	犀牛、大象を献上した	
永元九年 (97)	徼外蛮及び掸国の王雍 由調	国の珍宝を奉じた	和帝は金印紫綬を下賜し、小君長には皆印綬、錢帛を贈った。
永初元年 (107)	僣僂種夷陸類ら	三千人余りが種族をあげて、内属し、象牙、水牛、封牛を献上した	
永寧元年 (120)	掸国王雍由調	楽人および奇術師を献上した。 自ら海西の人だと言った。海西とはすなわち大秦(ローマ帝国)である。掸国は西南方面が大秦に通じている。	翌年(121)、安帝は雍由調を漢大都尉に封じ、印綬、金銀、彩繒を下賜した。

永元九年と永寧元年に掸国王の使節がこの地を経由して中国に至ったことは、哀牢(永昌郡)が一世紀末から二世紀初頭にかけて、中国と東南アジア・南アジアを結ぶ交通の要衝であったことを示している。この点については桜井由躬雄も、哀牢は東南アジア、西南中国の陸路の輸出センターであり、掸の朝貢は、雲南西方からビルマに入り、ベンガルにいたる道が開通したことを示すと指摘している。<sup>(59)</sup> 哀牢国・永昌郡に関する史料をみれば、その大部分には同地の特産品が書かれている。『華陽国志』鄭純伝には、

その地には金銀・琥珀・犀・象・翠羽などが産出し、この地の官となる者、みな富は十世に及ぶ。<sup>(60)</sup>

とあり、『水経注』卷三六には、

永昌郡に蘭倉水があり、西南の博南県に出る。……蘭倉水は金砂を産出し、越人はこれを収めて黄金とする。また光珠穴があり、穴から光珠を産する。また、琥珀・珊瑚および黄色、白、青の珠もある。<sup>(61)</sup>



とある。注目すべき点は永昌郡に珊瑚があるという記述である。珊瑚は海の産物であるから、当時の永昌郡の西部に海に通じるルートが存在し、貿易で身毒や大秦から永昌に珊瑚が伝来されたと推定できるだろう。したがって漢王朝にとって永昌郡を経営する主な理由はその地が毎年珍しいものを朝廷に献上し、中原に利したからであり、軍事防衛よりむしろ特産品の貢献、および交通ルート・貿易の面のほうが大きいと思われる。

もう一つ注意すべきことは揮國王雍由調（表3参照）に王・侯・君・長など一般の爵号ではなく、「漢大都尉」といった武官系統の官号を授与したことである。熊谷滋三氏の考察によれば、後漢時代の西南辺境においては、このような武官授与は雍由調の一例だけだとされる。しかも西北部地域と違って、当地には軍事的な理由は見当たらず、授与した理由はおそらく永年にわたって漢朝への忠誠を示してきたことと、多くの徼外蛮を率いて西の大国である大秦とも通じるなど、当地での雍由調の実力が相当なものと評価されたことの二点であるとする。<sup>⑧</sup>

以上からみると、後漢王朝は永昌郡の経営を通じ、その政治勢力を漸く雲南西部辺境にまで及ぼし、そして永昌郡を拠

点としてさらに外へ延伸し、辺境の安定を図ったと考えられる。

## おわりに

これまでの雲南古代史研究は、主として滇池地区と洱海地区を中心に展開しており、この両地区は雲南古代史における二大中心とされている。そのため永昌地区を視野の中心に据えた地域史研究は、今に至るまで十分に行われてきたとは言いがたい。本稿は永昌地区を地域史の研究対象として、まず史料を再検討した上で、永昌郡設置の経緯および哀牢の内属に対する漢王朝の対応を通して、西南辺境における地方統治機構の機能や官吏の任命、地方治安の維持などの問題に注目して、永昌郡の特殊性および漢王朝の西南辺境地域における対異民族統治政策・西南辺郡経営のありかたを検討してきた。明らかにしたこととをまとめれば、以下のようなになる。

1、後漢期の西南地域における内属への対応事例をみると、部都尉から直接郡県制に編入された例は永昌郡しかなかった。軍事的防衛上で重要な位置を占めていた西北辺郡と比べて、西南辺郡は漢の中心部と遠く、徼外夷の軍事的な脅

威がそれほど大きくなかったため、漢王朝が西南辺境地域の開拓・経営に着目したのは、交通路の掌握および特産品の貢納など経済的な目的が大きかったと考えられる。

2、永昌郡太守に関する史実を具体的に検討し、出土史料も利用して考察を加え、新たに靈帝期の永昌太守曹鸞の出身地や人物関係を確認したことによって、永昌郡は遠隔地にあるにもかかわらず、当時有数の規模を誇る大きい辺郡として、中央の政界と関連を持つ人物も出現していたことが明らかになった。

3、後漢王朝の時期、哀牢の内属および永昌郡の設置によって、中国西南辺境の版図は基本的に確立された。永昌郡は中央王朝が雲南西部に初めて設置した辺郡として、その雲南西部に対する統治の拠点という役割を担うこととなった。永昌徼外の諸国は永昌を通じ、朝貢という形で後漢王朝と往來し始めた。これは哀牢（永昌郡）が一世紀末から二世紀前半にかけて、中国と東南アジア・南アジアの交通の要衝であったことを示している。

本稿で検討した地域・時代についての文献史料は言うまでもなくはなはだ限られており、その制約を受けて十分に明らかにできなかった点も少なくない。たとえば永昌郡の設置

が、中国西南部と東南アジア・インドを結ぶ対外交通においていかなる役割を果たしたのか、それによって中国西南部の住民が隣接する諸国とどのような交流を持っていたのか、といった問題であるが、これについては、近年発掘・研究が進みつつある同地域の考古学的資料を利用するなどして、今後さらに研究が進むことを期待したい。

## 注

(1) 「徼」には巡視、関所、境界などの意味がある。鄒立波は『史記』『漢書』『華陽国志』『後漢書』などの文献における「徼」の用例を分析し、「徼」の本義が辺境の関所で、最初は地理的な意味を示していたが、後は漢地と区別される化外の区域、あるいは蛮夷を限定的に意味する概念となったと主張する。(『漢代西南之〈徼〉与〈徼外〉夷——从文献記載看史家对西南夷人群的区分』、『西南民族大学学报人文社会科学版』、二〇〇九年(三)、四一—四五頁)。

また、吳宏岐と韓虎泰は漢代の「徼」の変遷について考察し、漢王朝の西南地域での拡張に伴い、「徼」も次第に外に移り、したがって元の「徼外」の地域も「徼内」に組み入れられたことを示した。(『漢代西南之〈徼〉与〈徼外〉地理概論考論』、『四川師範大学学报社会科学版』、二〇一三年(四)、一六三—一六八頁)。

(2) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷伝・哀牢夷「絶域荒外、

山川阻深、生人以来、未嘗交通中国。」

- (3) 漢代辺郡の統治制度の詳細な研究書としては、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編(一) 秦漢地方行政制度上冊(中央研究院歷史語言研究所專刊之四十五、一九六一年)、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(日本學術振興会、一九六二年)がある。その他の関連する研究は本文の注で紹介する。

- (4) 『史記』列伝第五十六 西南夷列伝「及元狩元年、博望侯張騫使大夏來、言居大夏時見蜀布、邛竹、杖、使問所從來、曰從東南身毒國、可數千里、得蜀賈人市。或聞邛西可二千里有身毒國。騫因盛言大夏在漢西南、慕中国、患匈奴隔其道、誠通蜀身毒國道便近、有利無害。於是天子乃令王然于、柏始昌、呂越人等、使開出西夷西、指求身毒國。至滇、滇王嘗羌乃留、為求道西十余輩。歲余、皆閉昆明、莫能通身毒國。」

- (5) 『史記』列伝第六十三 大宛列伝「南方閉闕、昆明。昆明之属无君長、善寇盜、輒殺略漢使、終莫得通。然聞其西可千余里有乘象國、名曰滇越、而蜀賈間出物者或至焉、於是漢以求大夏道始通滇國。」

- (6) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝「元封二年、武帝平之、以其地為益州郡、……後數年、復并昆明地、皆以属之此郡。」

- (7) 方国瑜『中国西南歴史地理考釈』上(中華書局、一九八七年)、五頁。

- (8) 『華陽国志』南中志「孝武時通博南山、度蘭倉水、蒼溪、置犛唐、不韋二隰。徙南越相呂嘉子孫宗族實之……渡蘭倉水以取哀牢地、哀牢軫哀。」蒼溪は、劉琳の注釈によれば怒江の支流の枯柯河であるという。『華陽国志校注』、巴蜀書社、一九八四年、四二七頁。

- (9) 『漢書』列伝第六十五 西南夷列伝「大將軍鳳于是薦金城司

馬陳立為牂牁太守。立者、臨邛人、前為連然長、不韋令、蛮夷畏之。また陳立は、『華陽国志』蜀志の記載によれば巴郡、牂牁、天水三郡の太守を歴任し、優れた政績をあげたといいい、大姓であり高官でもあったことがわかる。

- (10) 『論衡』卷十九 宣漢篇「方今匈奴、鄯善、哀牢貢獻牛馬。」

- (11) 『論衡』卷十九 恢國篇「方今哀牢、鄯善、犍羌、降附歸德。」

- (12) 鄯善、犍羌は前漢時期に初めて通じた西域の国。西北シルクロードにおける要衝でもある。『漢書』列伝第六十六上 西域伝には「出陽関、自近者始、曰犍羌、犍羌国王号去胡来王、去陽関千八百里。」鄯善国、本名楼蘭、王治打泥城、去陽関千六百里、去長安六千一百里」とある。顧頡剛によると、犍羌は今の青海の西北部および新疆ウイグル自治区南部の崑崙山脈の北、最西端は今のインドのカシミール北部に至る。(『史林雑識』、一九六三年、七〇頁)。

- (13) 『論衡』卷二十 佚文篇「楊子山為郡上計吏、見三府為『哀牢伝』不能成、歸郡作上。孝明奇之、徵在蘭台。」

上計吏とは、計吏とも言う。秦漢時期に郡守は三年に一回、郡の人口、錢糧、墾田、盜賊、獄訴、異民族の動き、貿易の利益、地理の変遷などについて帳簿にまとめ、朝廷に報告した。この報告を「上計簿」といい、郡守の代わりに都へ報告に行く使者を上計吏と称した。(前掲嚴耕望『中国地方行政制度史』秦漢地方行政制度、二五七―二六四頁を参照)『後漢書』列伝第二十一 張堪伝「帝嘗召見諸郡計吏、問其風土及前後守令能否。蜀郡計吏樊顯進曰……。」

三府については、『後漢書』列伝第十七 承宮伝に「三府更辟、皆不応」といい、李賢注に「三府謂太尉、司徒、司空府」とある。

蘭台は宮中で書物を蔵した所。『漢書』百官公卿表上に「御史

大夫……有兩丞、秩千石。一日中丞、在殿中蘭台、掌圖籍秘書」とある。

(14) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝・哀牢夷「永平十二年、哀牢王柳貌遣子率種人内属、其種邑王者七十七人、戸五万一千八百九十、口五十五万三千七百一十一。」

(15) 『論衡』で登場した楊子山は、名を終と言い、蜀郡成都の人である。『後漢書』と『華陽国志』ともに彼の伝がある。『春秋』に通曉し、明帝の時に蘭台に徵用され、校書郎に任じられた。当時の校書郎としては班固、賈逵がおり、ともに知られていた。

『華陽国志』卷十 先賢士女摠論論 楊終、字子山、成都人也。年十三、已能作『雷賦』、通屈原『七諫』章。後坐太守徙邊、作『孤憤』詩。明帝時、與班固、賈逵並為校書郎、刪『太史公書』為十餘萬言、作『生民』詩、又上『符瑞』詩十五章、制『封禪書』、著『外傳』十二卷、『章句』十五萬言、皆傳於世者。

(16) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝・哀牢夷、李賢注「哀牢傳」曰、九隆代代相伝、名号不可得而数、至於禁高、乃可記知。禁高死、子吸代。吸死、子建非代。建非死、子哀牢代、哀牢死、子桑藕代。桑藕死、子柳承代。柳承死、子柳貌代。柳貌死、子扈栗代。」

(17) 前掲方国瑜『中国西南歴史地理考釈』上、二二頁。

(18) 青銅器は哀牢文化の起源と発展を研究する実証的な材料である。哀牢地区で発見された青銅器の類は多種多様で、生活・生産用具と兵器のほか、上層社会で権力の象徴として使用された銅鼓と編鐘も発見されている。(李昆声『雲南考古学通論』、雲南大学出版社、二〇一九年、二三七―二四三頁)。新田栄治は銅鼓が出土した場所は河川交通の拠点や、港湾、陸上交通の拠点であると指摘する。「金属器の出現と酋長制社会の成立へ」

(山本達郎編『岩波講座東南アジア史 1 原史東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年、一〇一頁)。青銅器のほか、哀牢地域では琥珀や鉄器も発見されている。鉄器や宝石類の高級裝飾品の出現は、階級社会へ向かう兆しが芽生えていることを示すものである。(胡長城・王黎銳・楊帆『雲南昌寧県大甸山墓地発掘簡報』、『考古』、二〇一六年第一期、二六頁)。

(19) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝 哀牢夷の条に「九隆死、世世相統。乃分置小王、往往邑居、散在溪谷、……土地沃美、宜五谷、蚕桑。知染采文繡、鬪鬪帛叠①、蘭干細布②、織成文章如綾錦。有梧桐木華、績以為布③、幅广五尺、潔白不受垢汚。」とあり、李賢が、①『外国伝』曰、諸薄国女子織作白疊花布。②『華陽国志』曰、蘭干、獠言紵。③『広志』曰、梧桐有白者、剽国有桐木、其華有白蠶、取其蠶淹漬、緝織以為布也。」と注を付けている。

(20) 『永昌記』につき、方国瑜は『太平御覽』巻首の引用書目の中に「永昌郡伝」とあることを根拠に、「永昌記」は「永昌郡伝」の別名ではないかと疑っている。『永昌郡伝』は散佚書で、その引用文は『太平御覽』にしか見られない。引用文に現れた地名は、永昌郡に限らず、雲南、建寧、興古、越嶲、朱提に及び、その郡名が蜀漢、西晋のいわゆる「南中七郡」と一致することから、三国西晋期に作られた書物ではないかと考えている。その内容は南中七郡の地理や風土に関わっている。(方国瑜『雲南史料目錄概説』上 中華書局、一九八四年、二九一―三二頁)。

(21) 『太平御覽』卷三五八 兵部八十九 所引『永昌記』「哀牢王出入射獵騎馬、金銀鞍勒、加翠毛之飾。」

(22) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝に「其種(哀牢)邑王者七十七人」については、方国瑜は「邑」が部落であり、「邑君」は部落長であり、若干の部落から部落連盟を連結して

いたと指摘した。(方国瑜「漢晋時期西南地区的部族郡県及經濟文化」、林超民編『方国瑜文集』第一輯、雲南教育出版社、二〇〇一年、二三三頁)。

(23) 『史記』列伝第五十六 西南夷列伝「随畜遷徙、母常処、母君長。」

(24) 鹿多は辺境の夷である。『後漢書』南蛮西南夷列伝、李賢注「芟音多。其種今見在。」

(25) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝「二十七年、賢栗等遂率種人戸二千七百七十、口万七千六百五十九、詣越雋太守鄭鴻降、求内属、光武封賢栗等為君長。自是歲來朝貢。」

(26) 『華陽国志』卷四 南中志「即遣使旨越雋太守、願率種人歸義奉貢。世祖納之、以為西部属国。其地東西三千里、南北四千六百里。」

(27) 劉琳「華陽国志新校注」(四川大学出版社、二〇一五年)、二三四頁。

(28) 『統漢書』郡国五 永昌郡雋唐県 劉昭注「古今注」曰、永平十年、置益州西部都尉、治雋唐、鎮尉哀牢人、葉榆蛮夷。」

(29) 王宗維「漢代的属国」(『文史』第二十輯、中華書局、一九八三年)、五一頁。

(30) 野口優氏は安帝期以前の西南・南方の統治を考える上で重要になるのが、後漢第二代皇帝である明帝の治世における永昌郡の設置であると指摘するが、永昌郡設置の前段階として『華陽国志』に記された「西部属国」を考慮に入れず、益州西部都尉の設置だけ取り上げている。(後漢辺境における軍事防衛体制の転換、「古代文化」六六一、二〇一四年、七三頁)。

(31) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝「割益州郡西部都尉所領六県、合為永昌郡。李賢注、不韋、雋唐、比蘇、檉榆、邪龍、雲南也。」

(32) 注(28)に同じ。

(33) 前掲鎌田重雄「秦漢政治制度の研究」、一三一頁を参照。

(34) 『統漢書』百官志五「中興建武六年、省諸郡都尉、并職太守。……唯辺郡往置都尉及属国都尉、稍有分県、治民比郡。」

(35) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝「哀牢夷「先是、西部都尉広鄭純為政清絜、化行夷俗、君長感慕、皆獻土珍、頌德美。天子嘉之、即以爲永昌太守。」

(36) 前掲鎌田重雄「秦漢政治制度の研究」、三一八頁。

(37) 「比郡属国」は、『統漢書』郡国五に「安帝又命属国別領比郡者六」とある。『統漢書』郡国志に挙げられている属国をみると、ここの「比郡者六」は、すなわち後漢安帝期に新たに設置された犍爲属国・広漢属国・蜀郡属国・張掖属国・張掖居延属国・遼東属国であることがわかる。

(38) 孫言誠は、後漢における属国の性質は、単純な軍事機構から郡と同級の独立行政機構に変容し、郡県化したとする。(『秦漢的属邦和属国』、『史学月刊』第二期、一九八七年)。

(39) 永田英正「簡牘よりみたる漢代辺境の統治組織」(『居延漢簡の研究』、同朋舎出版、一九八九年)、四一三頁。

(40) 戸口から見れば、永平十二年に内属した哀牢人は五万八千八百九十戸あり、人口は五十五万三千七百一十一人である。哀牢人は人口が多いため、哀牢人を主体として設置した永昌郡は後漢有数の大きな郡となった。『統漢書』郡国志の記載によると、後漢時の人口が百万人以上の郡で、人口数最大は南陽郡(二百四十三万九千六百十八人)で、二番目は汝南郡(二百七十七万八千八百十八人)、永昌郡はこれらに次ぐ三番目であり、人口は百八十九万七千三百四十四人あり、当時の蜀郡(百三十五万四千七百七十六人)と犍爲郡(四十一万三千三百七十八人)二郡の人口の総和を越え、益州郡(十一万八千二百二人)と越



萬郡（六十二万三千四百十八人）および牂牁郡（二十六万七千二百五十三人）の三郡の人口の総和の二倍である。すなわち永昌郡は全国で第三位、西南地域で第一位の大郡ということになる。

(41) 『文選』卷一「京都上」「自孝武之所不征、孝宣之所未臣、莫不陸讐水慄、奔走而來賓。遂緣哀牢、開永昌。春王三朝、会同漢京。是日也、天子受四海之図籍、膺万国之貢珍。内撫諸夏、外綏百蛮。爾乃盛礼興樂。」

〔訳文は中島千春著「新訳漢文大系七九『文選』賦篇上、明治書院の訳によるが、一部改めた。〕

(42) 濱口重国は、後漢初期以来、太守と丞、県令と丞尉の如き勅命官の任用は、本郡任を回避するのを原則とし始め、諸曹以下の属官は原則上、本郡、本県の人から採用されたと指摘している。〔漢代における地方官の任用と本籍地との関係〕、『秦漢隋唐史の研究』下巻第三部第五、一九四二年、七八七頁。

(43) 岡安勇の『華陽国志』に現れた西南地域出身者及びその官職一覧表（『古代中国西南地域の大姓（一）——『華陽国志』を通して見た』、『法政史学』四十巻、一九八八年）を参照。

(44) 『後漢書』列伝第四十六「種嵩伝」「時永昌太守冶鑄黄金為文蛇、以獻梁冀、嵩糾發逮捕、馳伝上言、而二府畏懼、不敢案之、冀由是銜怒於嵩。」

〔後漢書』列伝五十三「杜喬列伝」「益州刺史種嵩舉劾永昌太守劉君世以金蛇遺梁冀、事發覺、以蛇輸司農。」

(45) 『後漢書』列伝第四十七「樊巴伝」「樊巴字叔元、魏郡内黄人也。順帝世、以宦者給事掖庭、補黄門令、非其好也。性質直、學覽經典、雖在中官、不與諸常侍交接。」

(46) 嚴耕望『兩漢太守刺史表』（上海古籍出版社、二〇〇七年）、二二三—二三四頁。

(47) 安徽省亳阜博物館「亳阜曹操宗族墓葬」（『文物』一九七八（〇八）、第三二—四五頁）。『文物資料叢刊二』（文物出版社、一九七八年、図版1—図版2）、一四二—一四五頁。

(48) 『後漢書』列伝第七十六「南蛮西南夷列伝」「靈帝熹平五年、諸夷反叛、執太守雍陟。遣御史中丞朱龜討之、不能剋。朝議以為郡在辺外、蛮夷喜叛、勞師遠役、不如棄之。」

(49) 飯田祥子「後漢辺郡支配に関する一考察——放棄と再建を手掛かりとして——」（『名古屋大学東洋史研究報告』三〇号、二〇〇六年）。

(50) 『後漢書』列伝第七十六「南蛮西南夷列伝」「純与哀牢夷人約、邑豪歲輸布貫頭衣二領、塩一斛、以為常賦、夷俗安之。」

(51) 「貫頭衣」二領と塩一斛を納入することについては、伊藤敏雄は、内属した哀牢夷に対して特産品の納入を課したこと示し、新設の県の蛮夷に対して与えた一種の特権であると指摘した。〔中国古代における蛮夷支配の系譜——税役を中心として——〕、堀敏一先生古稀記念『中国古代の国家と民衆』、汲古書院、一九九五年、二四八頁。

(52) 『史記』平準書「漢連兵三歳、誅羌、滅南越、番禺以西至蜀南者置初郡十七、且以其故俗治、毋賦税。」

(53) 『後漢書』肅宗孝章帝紀「九月、永昌哀牢夷叛。」

(54) 『後漢書』列伝第七十六「南蛮西南夷列伝」「建初元年、哀牢王類牢与守令忿争、遂殺守令而反叛、攻越嶲唐城。太守王尋奔牂牁。哀牢三万余人攻博南、燔烧民舍。肅宗募發越嶲、益州、永昌夷漢九千人討之。明年春、邪龍县昆明夷鹵承等應募、率种人与諸郡兵擊類牢於博南、大破斬之、傳首洛陽。」

(55) 『後漢書』列伝第七十六「南蛮西南夷列伝」「賜鹵承帛万匹、封為破虜傍邑侯。」

(56) 『後漢書』列伝第七十六「南蛮西南夷列伝」「安帝元初三年、

……時郡県賦斂煩數、五年、卷夷大牛種封離等反畔、殺遂久令。明年、永昌、益州及蜀郡夷皆叛應之、衆遂十余萬、破壞二十余県、殺長吏、燔燒邑郭、剽略百姓、骸骨委積、千里無人。詔益州刺史張番選堪能從事討之。」

(57) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝「乃進軍與封離等戰、大破之、斬首三萬余級、獲生口千五百人、資財四千余萬、悉以賞軍士。封離等惶怖、斬其同謀渠帥、詣竦乞降、竦厚加慰納。其余三十六種皆來降附。竦因奏長吏姦猾侵犯蛮夷者九十人、皆減死。」

(58) 『後漢書』列伝第七十六 南蛮西南夷列伝・哀牢夷「永元六年、郡徼外敦忍乙王莫延慕義、遣使訊猷犀牛、大象。九年、徼外蛮及揮國王雍由調遣重訊奉國珍宝、和帝賜金印紫綬、小君長皆加印綬、錢帛。永初元年、徼外僂僂種夷陸類等三千余口拳種内附、獻象牙、水牛、封牛。永寧元年、揮國王雍由調復遣使者詣闕朝賀、獻棗及幻人、能變化吐火、自支解、易牛馬頭。又善跳丸、數乃至千。自言我海西人。海西即大秦也、揮國西南通大秦。明年元会、安帝作樂於庭、封雍由調為漢大都尉、賜印綬、金銀、彩繪各有差也。」

(59) 桜井由躬雄「南海貿易ネットワークの成立」(山本達郎編『岩波講座 東南アジア史 1 原史 東南アジア世界』、岩波書店、二〇〇一年)、一一九頁。

(60) 『華陽国志』卷十 鄭純伝「処地金銀、琥珀、犀象、翠羽所出、作此官者、皆富及十世。」

(61) 『水経注』卷三六「永昌郡有蘭倉水、出西南博南県……蘭倉水出金沙、越人取以為黄金、又有光珠穴、穴出光珠。又有琥珀、珊瑚、黄白青珠也。」

(62) 武官号の授与については、熊谷滋三氏は「各民族(地域)の強力な中心人物で漢王朝に対する貢献度の大きな者に限って授

与することがあり、これは被授与者に対してその民族(地域)における一定の軍事的支配権を承認する一方で、彼らを漢朝の統帥体制に組み込んでいくことを意図したものであった」と解釈している。(後漢の異民族統治における官爵授与について、『東方学』第八十輯、一九九〇年、五十七頁)。

(こ) じゃくえん 名古屋大学東洋史学 博士後期課程

二年、中国雲南師範大学華文学院講師)